

厚生労働省
東京労働局発表
令和5年6月30日

担
当

東京労働局労働基準部監督課
監督課長 瀬戸 邦央
主任監察監督官 木村 恭巳
電話 03(3512)1612

東京都内の労働基準監督署における令和4年の申告事案の概要

東京労働局（局長 辻田 博）では、管下18労働基準監督署（支署）における令和4年の申告事案の概要について、取りまとめましたので公表します。

【申告事案の概要のポイント】

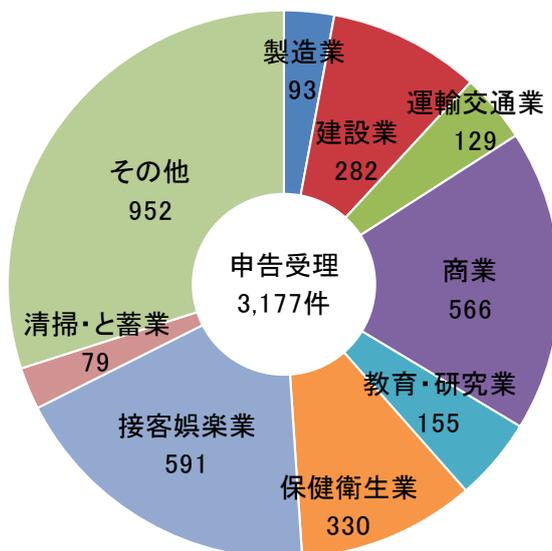
1 申告受理件数： **3,177件**（前年比188件（6.3%）増）
減少傾向にあるが、前年に比べ増加した。

2 申告内容

解雇の申告は減少したが、賃金不払及び労働時間の申告が増加。

- (1) 賃金不払： **2,423件**（前年比138件（6.0%）増）
(2) 解雇： **384件**（前年比17件（4.2%）減）
(3) 労働時間： **66件**（前年比16件（32.0%）増）

3 業種別の内訳



申告事案は、最低労働基準を定めた労働基準法などに違反するとして労働者が労働基準監督署に救済を求めるものであり、労働基準監督署では、労働者が置かれた状況に意を払い、懇切・丁寧な対応に留意しつつ、迅速・的確に処理を行います。

1 申告受理件数

申告受理件数は3,177件で、前年と比べ188件（6.3%）増加しました。

(1) 推移

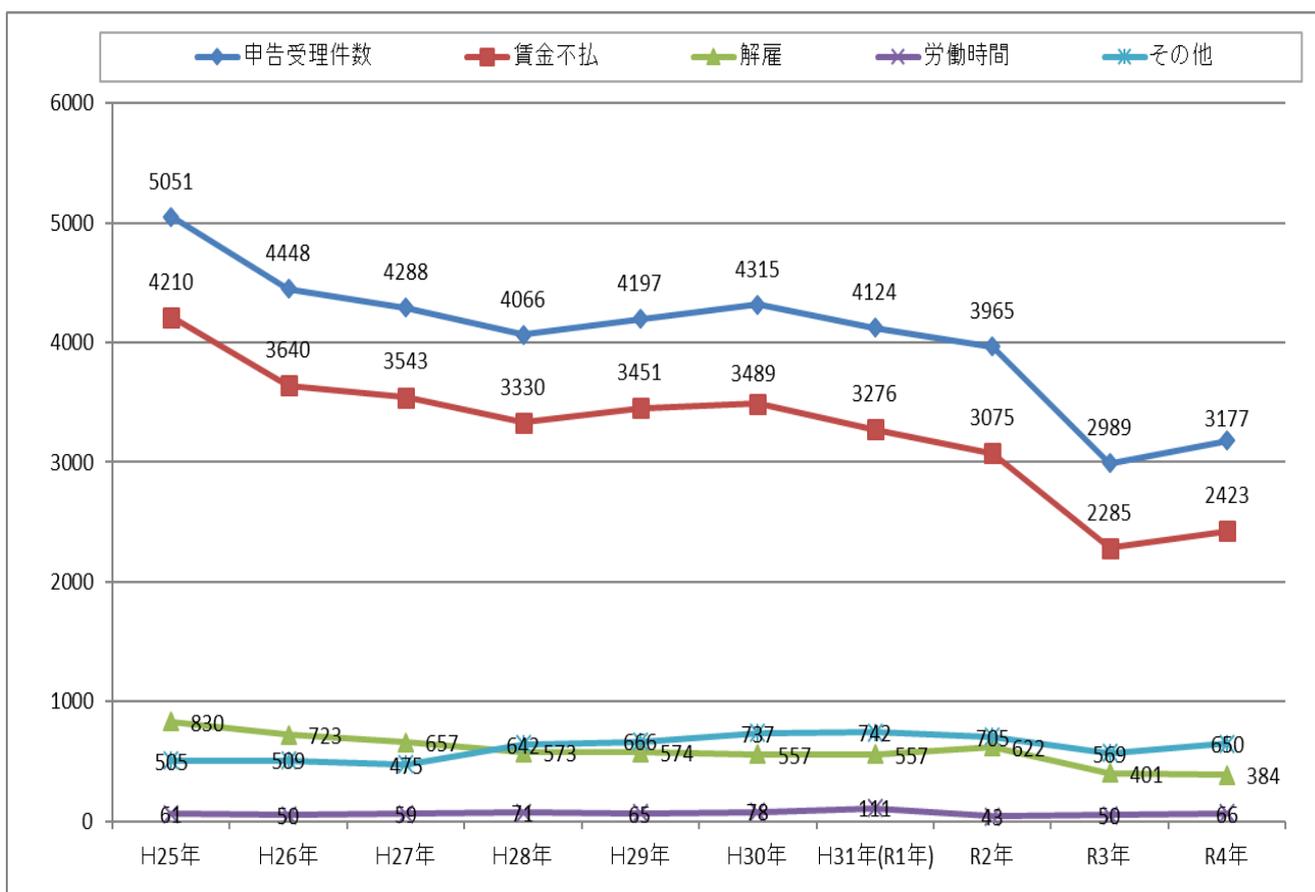
直近10年間における申告受理件数の推移をみると、概ね緩やかな減少傾向にありますが、令和4年は令和3年に比較して微増しました。

(2) 申告の内容

申告を内容別にみると、賃金不払が2,423件（前年比6.0%増）で最も多く、その業種別の内訳は、接客娯楽業（19.2%）、商業（18.3%）、保健衛生業（10.5%）の順となっています。

次いで多いのは、解雇が384件（前年比4.2%減）となっており、その業種別の内訳は、接客娯楽業（24.2%）、商業（19.8%）、保健衛生業（11.5%）の順となっています。

表1 直近10年間の申告受理件数の推移



注) 労働者が複数の事項を重複して申告する場合があるため、申告事項別の件数の合計は申告受理件数と一致しません。

2 申告の業種別内訳

申告を業種別にみると、接客娯楽業が 591 件（全体の 18.6%）と最も多く、次いで商業が 566 件（全体の 17.8%）、保健衛生業が 330 件（全体の 10.4%）の順となっており、これら 3 業種で全体の半数近くを占めています。

前年と比べた場合、接客娯楽業で 117 件（24.7%）、商業で 41 件（7.8%）増加し、それ以外の業種では減少しました。

表 2 申告受理件数の業種別内訳

件数	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年 (R1年)	R2年	R3年	R4年
製造業	222	195	167	129	150	151	142	95	95	93
建設業	518	411	428	367	405	331	329	234	293	282
運輸交通業	184	183	162	175	167	192	181	167	131	129
商業	1,232	933	944	837	910	908	766	639	525	566
教育・研究業	183	159	153	156	191	208	211	199	168	155
保健衛生業	286	299	301	311	363	313	400	453	332	330
接客娯楽業	1,031	844	814	779	765	787	689	899	474	591
清掃・と蓄業	152	140	146	144	116	118	103	128	88	79
その他	1,243	1,284	1,173	1,168	1,130	1,307	1,303	1,151	883	952
合計	5,051	4,448	4,288	4,066	4,197	4,315	4,124	3,965	2,989	3,177

表 3 業種別内訳の推移

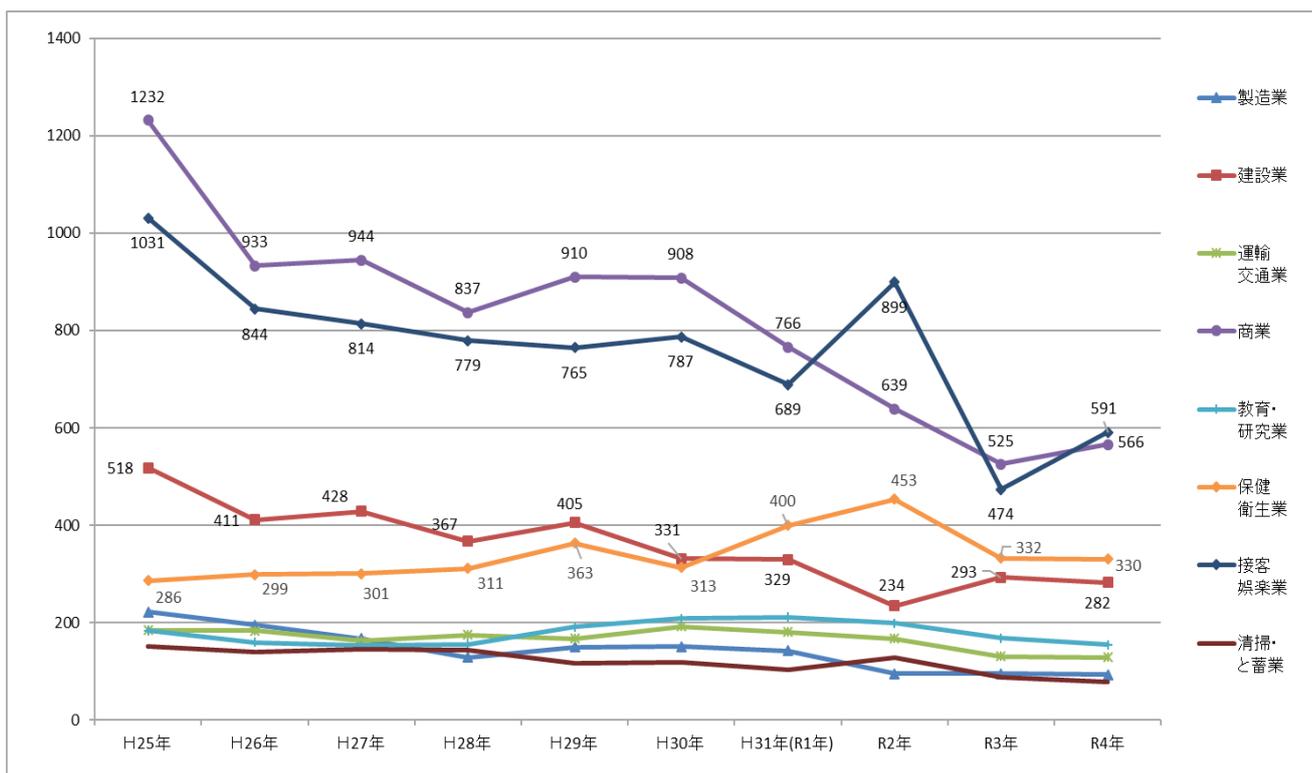


表 4 申告による監督指導事例

違反事項	事例
定期賃金不払	<ul style="list-style-type: none"> ● 退職した労働者から、退職月の賃金がこれまでの賃金に比べて著しく低いとの申告を受け、調査したところ、退職月の賃金から損料が控除されている事実が判明したため、是正勧告を行い、不払いの全額が支給された。(派遣業)
割増賃金不払	<ul style="list-style-type: none"> ● 退職した労働者から、1日8時間及び週40時間を超えて労働していたにもかかわらず、時間外労働に対する割増賃金が支給されていなかったとの申告を受け、調査したところ、実際に割増賃金が支給されていなかったことが判明したため、是正勧告を行い、不払いの全額が支給された。(接客娯楽業)
解雇	<ul style="list-style-type: none"> ● 解雇された労働者から、30日に満たない7日間の予告期間で解雇されたにもかかわらず、解雇予告手当が支給されていないとの申告を受け、調査したところ、実際に平均賃金の23日以上金額で解雇予告手当が支給されていない事実が判明したため、是正勧告を行い、不払いの全額が支給された。(教育・研究業)
労働時間	<ul style="list-style-type: none"> ● 在職中の労働者から、民主的な方法によらずに選出された労働者代表が締結した36協定により時間外労働を行っているとの申告を受け、調査したところ、労働者代表が事業場側の指名により選出されている事実が判明したため、是正勧告を行い、適切に締結・届出された協定の範囲内で時間外労働が行われるよう是正された。(金融業)